

2007年9月13日

共済の今日と未来を考える懇話会

窓口団体：日本労働者山岳連盟

(連絡先) 〒162-0814 新宿区新小川町5-24

TEL 03-3260-6331

要　望　書

連日、国政において奮闘されていることに、敬意を表します。

私たちは、自営商工業者、医療関係者、登山者など、さまざまな分野で活動する団体が共同してつくりました「共済の今日と未来を考える懇話会」と申します。

さて、先の参議院選挙では、年金問題をはじめ、国民が直面している生活の困難を改善して欲しいと強く望む民意が示されました。与野党国会議員各位におかれましては、こうした民意を真摯に受け止めて、国民の暮らしを重視した国政の運営に臨んでいただくよう切望します。

私たちはその一環として、非営利の団体が、会員のみを対象に福利厚生として自主的に運営する共済について、今後とも継続して運営していくよう、自主共済を新保険業法の適用除外とすることを要望します。

ご承知のように、第162通常国会で成立した「保険業法等の一部を改正する法律」(以下、新保険業法)は、「共済」の名を利用した不特定多数の消費者に無認可で保険を販売し、消費者被害をもたらした「ニセ共済」を規制することが目的でした。しかし、現実には自主的な共済まで新保険業法で保険業と同列にみなして一律に規制する形となり、結果として制度の廃止や大幅な制度変更を迫られ、加入者の保障を継続できない状況となっています。

新保険業法が国会審議入りする前の金融審議会では、「構成員が真に限定されるものについては、特定のものを相手方とする共済として、従来どおり、その運営を専ら構成員の自治に委ねることで足り、規制の対象外とすべき」と指摘されていました。第166通常国会でも、与野党国会議員から自主共済の継続を保障する必要が強く主張され、山本金融担当大臣（当時）も「客観的基準についての具体案が示されれば大臣自ら研究する」旨の答弁がされるまでになっています。

各団体の実施する共済制度は、名称や仕組みなどは異なりますが、それぞれの構成員の切実な要望をふまえて創設され、今まで運営実績を積み重ね、健全に運営されてきた歴史をもっています。つきましては、前述の大蔵答弁の内容にも即して新たな除外基準を設けていただき、各団体がその組織の目的のひとつとして掲げ、団体の会員のために自主的に運営している共済を今後とも健全に運営できるよう貴職に対し下記の点を実現していただくよう要請します。

記

【要望事項】

1. 自主的な共済を新保険業法の適用除外にしてください

新保険業法の趣旨と法改正に至る経緯、この間の国会審議や大臣答弁をふまえて、適用除外規定を見直すよう国会で取り上げてください。

また、自主共済を今後とも健全に運営していくよう、新保険業法第2条第1項の除外規定「二 次に掲げるものの「ト」として、「団体等が当該団体の事業目的の中の一つとして共済事業を掲げ、その事業目的と構成員の福祉を増進するために当該共済事業を構成員のみを対象として実施するもの」を政省令に加える等、新しい基準を設け、法律上で適用除外を実現してください。

2. 経過措置期限の延長などの対応を実現してください

2008年3月31までの経過措置期間の期限が迫っています。各団体の制度存続に向けた検討や対応に相当の時間を要する場合や、適用除外が万一実現・具体化できない場合などは、対応しきれないととなります。これらをふまえて経過措置期限の延長などの対応を実現してください。